とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに第三条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに第三条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第五号」と、第三条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　第三条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」とあるのは、「前年同期」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条　規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　略］

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二　［略］

十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十四　自己資本比率告示第二条及び第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十五　［略］

十六　［略］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあっては、第一面に限る。）により、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［略］

（別紙様式第二号）

［別紙１］

（別紙様式第三号）

［略］

（別紙様式第五号）

［別紙２］

（四半期の開示事項）

第五条　規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　同上］

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二　［同上］

十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細［号を加える。］

十四　［同上］

十五　［同上］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［同上］

［別紙様式を加える。］

（別紙様式第二号）

［同左］

［別紙様式を加える。］